

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中修正
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案を次のよう
に修正する。

第一条のうち所得税法本則（第百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号並びに第百六十条第一項及び
第四項第二号を除く。）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第一条のうち所得税法第二条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並
びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第一条中所得税法第一百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号並びに第百六十条第一項及び第四項第
二号イ(2)の改正規定を削る。

第一条のうち所得税法第二百二十八条の四第三項の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の
権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第二条のうち法人税法本則（第百三十三条第一項並びに第百三十四条第一項、第二項及び第四項第二号を

除く。）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第二条のうち法人税法第二条第三十七号の次に一号を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第二条中法人税法第一百三十三条第一項並びに第一百三十四条第一項、第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定を削る。

第三条のうち相続税法本則（第三十三条の二及び第三十四条第六項を除く。）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第三条のうち相続税法第十九条の二第三項の改正規定、同法第二十一条の六第二項の改正規定及び同法第三十二条に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第三条中相続税法第三十三条の二及び第三十四条第六項の改正規定を削る。

第三条のうち相続税法第三十六条第一項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十九条第六項の改正規

定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第四条のうち地価税法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第五条中登録免許税法第八条第二項の改正規定を削る。

第五条中登録免許税法第三十一条の改正規定を次のように改める。

第三十一条第一項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「一年」を「五年」に改める。
第六条のうち消費税法本則（第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定並びに同法第五十五条第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定を削る。

第七条中酒税法第三十条の改正規定及び同法第三十条の四第三項の改正規定を削る。

第七条のうち酒税法第五章中第三十条の六の次に一条を加える改正規定中「国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第七条中酒税法第三十四条の改正規定及び同法第三十六条（見出しを含む。）の改正規定を削る。

第八条中たばこ税法第十五条第四項及び第十六条第七項の改正規定を削る。

第八条のうちたばこ税法第四章中第二十二条の次に一条を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第九条のうち揮発油税法第三章中第十三条の次に一条を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第九条のうち揮発油税法第十七条第八項の改正規定中「「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「」を削る。

第十条中地方揮発油税法第十条第一項及び第十二条第一項の改正規定、同法第十二条第二項の改正規定、同法第十三条第一項の改正規定並びに同法第十四条の改正規定を削る。

第十条のうち地方揮発油税法第十四条の二の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十一条中石油ガス税法第四条第一項の改正規定、同法第十五条の改正規定及び同法第十八条の改正規定を削る。

第十一條のうち石油ガス税法第四章中第二十条の次に一条を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十一條中石油ガス税法第二十七條（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

第二十七條を第二十六條とする。

第十二條中石油石炭税法第十二条第八項並びに第十五条第四項第三号及び第四号の改正規定を削る。

第十二条のうち石油石炭税法第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十三條中航空機燃料税法第十二条の改正規定を削る。

第十五条中自動車重量税法第六条第二項の改正規定を削る。

第十五条中自動車重量税法第六条第二項の改正規定を次のように改める。

第十六条第一項中「一年」を「五年」に改める。

第十六条中印紙税法第十四条第一項ただし書及び第三項の改正規定並びに同法第二十条の改正規定を削る。

第十七条のうち国税通則法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定及び同法第一章第一節中第四条を第

三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第十七条のうち国税通則法第七十四条の二第一項の改正規定中「〔平成五年法律第八十八号〕」及び「」を削る。

第十七条のうち国税通則法第七章の次に一章を加える改正規定中第七十四条の九から第七十四条の十一までに係る部分を次のように改める。

(納税義務者に対する調査の事前通知等)

第七十四条の九 税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一(調査の終了の際の手続)までにおいて同じ。)は、国税庁等又は税関の当該職員(以下同条までにおいて「当該職員」という。)に納税義務者に対し実地の調査(税関の当該職員が行う調査につては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)において第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し

、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 納税義務者 第七十四条の二第一項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ及び第四号イ並びに第

七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者、第七十四条の四第一項並びに第七十四条の五第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者

二 税務代理人 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）

同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）の規定により準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人

4 第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第七十四条の十 前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。

(調査の終了の際の手続)

第七十四条の十一 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行つた結果、更正決定等（第三十六条第一項（納税の告知）に規定する納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）をすべきと認められない場合には、納税義務者（第七十四条の九第三項第一号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められたい旨を書面により通知するものとする。

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

4 前三項に規定する納税義務者が連結子法人である場合において、当該連結子法人及び連結親法人の同意がある場合には、当該連結子法人へのこれらの項に規定する通知、説明又は交付（以下この項及び次項において「通知等」という。）に代えて、当該連結親法人への通知等を行うことができる。

5 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項から第三項までに規定する通知等に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる。

6 第一項の通知をした後又は第二項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があつた後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる。

第十八条のうち租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項の改正規定を削り、同条第三項の改正規定中「同条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第四項の改正規定を削る。

第十八条のうち租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定中「「特定された者」の下に「（以下この項及び第四項において「対象者」という。）」を加え、「又はその者」を「対象者」」「を「「又はその者」を「その者」」に改め、同条に一項を加える改正規定を削る。

第十九条のうち租税特別措置法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第十九条のうち租税特別措置法第二条第一項に一号を加える改正規定及び同条第二項に二号を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十九条中租税特別措置法第九条の四の二に二項を加える改正規定を次のように改める。

第九条の四の二に次の二項を加える。

7 前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第十九条のうち租税特別措置法第十一条の三第一項の改正規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第十二条の四に第一項として一項を加える改正規定中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「（特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「（同法」に改める。

第十九条中租税特別措置法第二十九条の二に二項を加える改正規定を次のように改める。

第二十九条の二に次の一項を加える。

12 前項に定めるもののほか、第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第二十九条の三に二項を加える改正規定を次のように改める。

第二十九条の三に次の一項を加える。

11 前項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第三十七条の十一の三に二項を加える改正規定を次のように改める。

第三十七条の十一の三に次の一項を加える。

15 前項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第三十七条の十四に二項を加える改正規定を次のように改める。

第三十七条の十四に次の一項を加える。

21 前項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第四十一条の十二に二項を加える改正規定を次のように改める。

第四十一条の十二に次の二項を加える。

28 前項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第四十二条の二の二第三項の改正規定を次のように改める。

第四十二条の二の二第三項中「第九条の四の二第三項から第五項まで、第二十九条の二第八項から第十項まで、第二十九条の三第七項から第九項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで、第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二二十四項から第二十六項まで」を「第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の二第八項から第十二項まで、第二十九条の三第七項から第十一項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十五項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで、第四十一条の十二二十四項から第二十八項まで」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第四十二条の三の二の改正規定中「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第四十四条第一項の改正規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第四十四条の四に第一項として一項を加える改正規定中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「（特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「（同法」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第五十七条の十第三項の改正規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第六十二条第八項の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十九条中租税特別措置法第六十六条の四の改正規定を次のように改める。

第六十六条の四第六項中「更正（第十五項」を「更正（以下この条」に、「同条第四十号」を「同法第二条第四十号」に、「決定（第十五項」を「決定（第十七項」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十九項中「第

六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20 第十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

第六十六条の四第十六項中「法定納期限」の下に「（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るもの除く。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「賦課決定（以下この項）」を「賦課決定（以下この条）」に改め、「から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分除く。）」を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第六十六条の四

第十七項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十六条の四第十五項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法を「第六十六条の四第十七項」と、同法に、「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十五項」を「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第六十六条の四第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は

第六十六条の四第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは

提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

第十九条のうち租税特別措置法第六十六条の四の二第一項の改正規定中「前条第十八項第一号」を「前条第十七項第一号」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の八の改正規定中「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十日まで」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の二十第一項の改正規定中「平成二十五年三月三十日」を「平成二十六年三月三十日」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の二十五に第一項として一項を加える改正規定中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十日まで」に、「（特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「（同法」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の五十九第三項の改正規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十九条中租税特別措置法第六十八条の八十八の改正規定を次のように改める。

第六十八条の八十八第六項中「更正（第十六項」を「更正（以下この条」に、「同条第四十号」を「同法第二条第四十号」に、「決定（第十六項」を「決定（第十八項」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

21 第十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

第六十八条の八十八第十七項中「法定納期限」の下に「（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものと除く。）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「賦課決定（以下この項）を「賦課決定（以下この条）」に改め、「から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により」と、「前二項」とあるのは「、前二項及び同法第六十八条の八十八第十八項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」

と、「同法」を「第六十八条の八十八第十八項」と、「同法」に、「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項」を「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第六十八条の八十八第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十八条の八十八第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は

検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定中「前条第十九項第一号」を「前条第十八項第一号」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第七十条の二の二の次に二条を加える改正規定中「平成二十三年一月一日」を「平成二十四年一月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条の二第十項及び第十一項の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の改正規定並びに同法第九十条の二の改正規定中「国税に

係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第九十条の四の改正規定を削り、同法第六章第三節の二中同条の前に一款及び款名を加える改正規定中「同条の」を「第九十条の四の」に、「平成二十三年十月一日」を「平成二十一年四月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改め、「別表第二七一〇・一九号の一の四」の下に「若しくは第二七一〇・二〇号の一の四」を加え、「第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号」に、「第二七一〇・一号の一の四又は第二七一〇・一九号の一の四」を「第二七一〇・一九号の一の四」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の四」を加える。

第十九条のうち租税特別措置法第九十条の四の二の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十九条中租税特別措置法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定及び同法第九十条の六の改正規定を削る。

第十九条のうち租税特別措置法第九十条の六の二の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第二十条のうち輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第二十条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定を次のように改める。

第十一條第三項中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二十条のうち輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十二条に二項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に、「納税義務者等」を「納税義務者」に改める。

第二十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条に二項を加える改正規定を次のように改める。

第五条に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第十八条の改正規定の前に次のように加える。

第五条第二項中「。第十九条第一項第二号において同じ。」を削る。

第二十二条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第十八条の改正規定を削る。

第二十二条のうち一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九条の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第二十二条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十条第一項の表国税通則法の項の改正規定を削る。

第二十二条のうち一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十

二十二条の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第二十三条のうち所得税法等の一部を改正する法律附則第十一条の改正規定中「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第一条中「平成二十三年四月一日」を「公布の日」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第一百二十八条」を「第一百二十九条」に改める部分に限る。）、同法第一百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第一百二十九条とする改正規定及び同法第一百二十七条规定を同法第一百二十八条规定とし、同法第一百二十六条の次に一条を加える改正規定（第一百二十七条第一号に係る部分に限る。）公布の日から起算して二月を経過した日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、

同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第一項の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第五条まで及び第七条の規定

口　第三条中相続税法第十二条第一項の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十九条の三第一項の改正規定、同法第十九条の四第一項の改正規定、同法第二十一条の七の改正規定、同法第二十一条の八の改正規定並びに同法第二十一条の九第一項及び第四項の改正規定並びに附則第二十六条、第二十八条及び第二十九条の規定

ハ　第十八条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定及び同法第五条の二第三項の改正規定

ニ　第十九条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一条第三項第一号及び第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第四十条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十四

第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第六十九条の五第一項の改正規定、同法第七十条の二の二の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項第一号口の改正規定、同法第七十条の四第三項第一号の改正規定並びに同法第七十条の七の改正規定並びに附則第八十五条の規定

三次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ 第二条中法人税法第三十一条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に、「第五十八条第二項及び第四項」を「第五十八条第二項及び第五項」に改める部分に限る。）、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の九の改正規定、同法第八十一条の十二の改正規定及び同法第一百四十三条の改正規定並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十九条、第二十二条、第九十七条及び第九十九条の規定

ロ 第十七条中国税通則法第二条第六号ハ(2)の改正規定及び附則第三十七条第二項の規定

ハ 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第十条の二の二を削る改正規定、同法第十条の二の三の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の二の二とする改正規定、同法第十条の四を削る改正規定、同法第十条の五の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の五とする改正規定、同法第十条の七の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の六とする改正規定、同法第十一条の二を削る改正規定（同法第十一条の三の改正規定、同条を同法第十一条の二とする改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第十二条の三の二とする改正規定、同法第十二条の二の二を削る改正規定、同法第十二条の四第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第十二条の五を削る改正規定、同法第十二条の五の二の改正規定（同条第八項に係る部分及び同条第九項に係る部分（「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第十二条の五とする改正規定、同法第十二条の六第二項の改正規定、同条第五項の改正

規定、同法第四十二条の七及び第四十二条の八の改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の十第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の十二第一項の改正規定、同法第四十二条の十三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第四十四条第一項の改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第四十四条の三第一項の改正規定、同法第四十四条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第五十五条の七第六項の改正規定、同条を同法第五十五条の六とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第五十七条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の十の改正規定、同法第三章第四節を削る改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、同法第六十二条の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十七条の二第一項の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定、同法第六十七条の十五第三項の表の改正規定、同法第六十八条第一

項の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定、同法第六十八条の三の四第二項の改正規定、同法第六十八条の八の改正規定、同法第六十八条の九第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第六十八条の十を削る改正規定、同法第六十八条の十の二の改正規定（同条第九項に係る部分及び同条第十項に係る部分（「第四十二条の五の二第二項」）を「第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第六十八条の十とする改正規定、同法第六十八条の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十二の改正規定、同法第六十八条の十三第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第六十八条の十四第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十五第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十五の三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の二十第一項の改正規定、同法第六十八条の二十一から第六十八条の二十三までの改正規定、同法第六十八条の二十五（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の四十五の前の見出しを削る改

正規定、同条の改正規定、同法第六十八条の四十六に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法第六十八条の五十八（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の五十九の改正規定、同法第六十八条の六十七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の六十八の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の六十九第一項の改正規定、同法第六十八条の百第一項の改正規定、同法第六十八条の百八第一項の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定並びに附則第四十五条から第四十九条まで、第五十一条、第五十二条、第五十五条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第六十四条から第六十六条まで、第六十九条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条、第八十条第一項、第八十二条、第八十二条、第八十七条から第八十九条まで、第九十四条、第九十八条及び第一百条から第二百二十二条までの規定

二 第二十二条の規定

四 第一条中所得税法第一百九十条第二号の改正規定、同法第一百九十四条第一項第五号の改正規定、同法第

百九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定及び同法別表第五丸の改正規定並びに附則第六条の規定

平成二十四年七月一日

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四第三項の改正規定、同法第二百三十三条から第二百三十六条までの改正規定及び同法第二百四十二条の改正規定並びに附則第九条の規定

ロ 第二条中法人税法第二百五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第二百五十七条までの改正規定及び同法第二百六十二条の改正規定並びに附則第二十五条の規定

ハ 第三条中相続税法第五十九条第六項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削る改正規定及び同法第七十条の改正規定並びに附則第三十条の規定

二 第四条の規定

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規

定並びに附則第三十二条第二項の規定

- ヘ 第七条及び附則第三十三条第一項の規定
- ト 第八条及び附則第三十三条第二項の規定
- チ 第九条及び附則第三十三条第三項の規定
- リ 第十条及び附則第三十三条第四項の規定
- ヌ 第十一条及び附則第三十三条第五項の規定
- ル 第十二条及び附則第三十三条第六項の規定
- ヲ 第十三条及び附則第三十三条第七項の規定
- ワ 第十四条及び附則第三十三条第八項の規定
- カ 第十六条及び附則第三十五条の規定
- ヨ 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第一百二十八条」を「第一百二十九条」に改める部分を除く。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の二中同条を第七十四条の十四とし、同章を第七章の三とする改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定及び同法第一百二十六条の次

に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第三十九条から第四十一条までの規定

タ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第四十二条

第二項及び第三項の規定

レ 第十九条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三の改正規定、同条を同法第二十条の二とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第二十条の三とする改正規定、同法第二十二条第一項の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定、同法第二十九条の三の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定、同法第四十二条の二の二第三項の改正規定、同法第四十二条の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十二項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第八項の次に一項を加える

改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十二項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条条の六の改正規定、同法第八十八条条の七の改正規定、同法第八十九条第十五項の表の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の六の二の改正規定並びに同法第九十七条の二第二十四項の改正規定並びに附則第四十四条、第五十条、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項、第八十三条、第八十四条第一項及び第二項、第八十六条、第九十条並びに第九十六条の規定
ソ 第二十条及び附則第九十一条の規定
ツ 第二十二条及び附則第九十二条の規定
ネ 第二十二条及び附則第九十三条の規定
六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十一条の二の改正規定及び附則第八条の規定

ロ 第十九条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定

七 第十九条中租税特別措置法第三章第三節の五中第六十条の三を第六十一条とする改正規定及び同法第六十八条の六十三の三第四項の改正規定 平成二十四年四月一日又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日

附則第二条中「平成二十三年分」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年分」に、「平成二十二年分以前」を「施行日の属する年分前」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十四年七月一日」に、「第四十一条及び第四十三条」を「第三十九条及び第四十一条」に改め、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十四年七月一日」に改める。

附則第八条中「平成二十五年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第九条中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則第十条中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」を「平成二十四年四月一日」に、「施

行日以後」を「同日以後」に、「施行日前」を「同日前」に改める。

附則第十三条第一項中「の施行日」を「の平成二十四年四月一日」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「施行日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則第十四条第二項中「施行日前」を「平成二十四年四月一日前」に、「施行日以後」を「同日以後」に改め、同条第三項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第十九条第一項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条第二項中「施行日前」を「平成二十四年四月一日前」に、「施行日以後」を「同日以後」に改め、同条第三項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第二十五条中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則第二十六条第一項中「附則第三十条」を「附則第二十九条」に、「施行日以後」を「平成二十四年一

月一日以後」に、「施行日前」を「同日前」に改め、同条第二項中「平成二十三年一月一日」を「平成二十
四年一月一日」に改める。

附則第二十七条中「附則第三十一条まで、第四十一条及び第八十五条第二項」を「附則第三十条まで及び
第三十九条」に改める。

附則第二十八条及び第二十九条中「施行日」を「平成二十四年一月一日」に改める。

附則第三十条を削る。

附則第三十一条中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附
則第三十条とする。

附則第三十二条中「施行日以後」を「施行日の翌日以後」に、「施行日前」を「施行日以前」に改め、同
条を附則第三十一条とする。

附則第三十三条第一項中「附則第四十一条」を「附則第三十九条」に改め、同条第二項中「平成二十三年
十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附則第三十二条とする。

附則第三十四条中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附

則第三十三条とする。

附則第三十五条を附則第三十四条とする。

附則第三十六条中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附則第三十五条とする。

附則第三十七条を削る。

附則第三十八条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「第十七条の規定による改正後の国税通則法（以下「新国税通則法」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第二十三条第一項の規定の適用についてでは、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

附則第三十八条を附則第三十六条とする。

附則第三十九条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に改め、同条に次の一項を加える。

3 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第七十条第二項の規定の適用につ

いては、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

附則第三十九条を附則第三十七条规定する。

附則第四十条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に改め、同条を附則第三十八条とする。

附則第四十一条第一項中「国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二」を「新国税通則法第七十四条の二」に、「国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七」を「新国税通則法第七十四条の七」に改め、「第七十四条の九から第七十四条の十一まで」及び「（国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の十二に係る部分を除く。）」を削り、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九第四項第一号」を「新国税通則法第七十四条の九第三項第一号」に改め、「同項第二号に規定する」及び「国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九第四項第三号に規定する」を削り、「同条第一項に規定する質問検査等」を「新国税通則法第七十四条の九第一項に規定する質問検査等」に改め、同条第二項を次のよ

うに改める。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調書等の提出義務者 新国税通則法第七十四条の二第一項第一号口及び第七十四条の三第一項第一号口に掲げる者

二 納税義務者の取引先等 新国税通則法第七十四条の二第一項第一号ハ、同項第二号口、同項第三号口

及び第四号口、第七十四条の三第一項第一号ハからトまで並びに同項第二号口及びハに掲げる者（新国税通則法第七十四条の二第二項の規定により同条第一項第二号口に掲げる者に含まれることとなる者、

同条第三項の規定により同条第一項第三号口又は第四号口に掲げる者とみなされることとなる者及び新国税通則法第七十四条の三第三項の規定により同条第一項第二号口に掲げる者に含まれることとなる者を含む。）、新国税通則法第七十四条の五第五号口及びハの規定により新国税通則法第七十四条の九第一項に規定する当該職員による同項に規定する質問検査等の対象となることとなる者並びに新国税通則法第七十四条の六第一項第一号口及び第二号口に掲げる者

附則第四十一条に次の一項を加える。

3 新国税通則法第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、平成二十五年一月一日以後に新国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者に対して行う同条第一項に規定する質問検査等（経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

附則第四十一条を附則第三十九条とする。

附則第四十二条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条を附則第四十条とする。

附則第四十三条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「平成二十四年において」を「平成二十五年において」に、「平成十九年から平成二十三年まで」を「平成二十年から平成二十四年まで」に改め十五年において」に、「平成十九年から平成二十三年まで」を「平成二十年から平成二十四年まで」に改め、同条を附則第四十一条とする。

附則第四十四条第一項中「平成二十三年分」を「施行日の属する年分」に、「平成二十二年分以前」を「施行日の属する年分前」に改め、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「規定する対象者」を「規定する要請において特定された者」に、「当該対象者」を「当該特定された者」

に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第四項を削り、同条を附則第四十二条とする。

附則第四十五条中「平成二十三年分」を「施行日の属する年分」に、「平成二十一年分以前」を「施行日の属する年分前」に改め、同条を附則第四十三条とする。

附則第四十六条第一項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「この条」を「この項」に改め、同条第二項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第十三項」を「第十二項」に、「及び第十二項」を「及び第十一項」に、「第十六項」を「第十五項」に、「第二十九項」を「第二十八項」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第三項を削り、同条を附則第四十四条とする。

附則第四十七条中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に、「附則第四十七条」を「附則第四十五条」に改め、同条を附則第四十五条とする。

附則第四十八条中「附則第四十七条」を「附則第四十五条」に改め、同条を附則第四十六条とする。

附則第四十九条第一項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十三年分

」を「平成二十四年分」に改め、同条を附則第四十七条とする。

附則第五十条中「附則第四十七条の規定の」を「附則第四十五条の規定の」に改め、同条の表第一項の項中「附則第四十七条」を「附則第四十五条」に改め、同条を附則第四十八条とする。

附則第五十一条第一項及び第二項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第三項中「施行日以後」を「平成二十四年四月一日以後」に、「施行日前」を「同日前」に、「平成二十三年分」を「同年分」に、「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第四項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条を附則第四十九条とする。

附則第五十二条第一項中「平成二十四年」を「平成二十五年」に改め、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「平成二十四年から平成三十二年まで」を「同年から平成二十八年まで」に、「平成二十四年から平成三十六年まで」を「平成二十四年から平成三十四年まで」に改め、同条第五項中「平成二十四年から平成三十二年まで」を「平成二十五年から平成三十三年まで」に、「平成二十四年から平成三十二年まで」を「平成二十五年から平成三十三年まで」に改め、同条第六項中「平成二十四年から平成三十七年まで」を「平成二十五年から平成三十八年まで」に、「平成二十四年から平成三十三年まで」を「平成二十五年から平成三十三年まで」に改め、同条第六項中「平成二十四年から平成三十三年

まで」を「平成二十五年から平成三十四年まで」に改め、同条を附則第五十条とする。

附則第五十三条中「施行日以後に開始する事業年度」を「平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度」に、「施行日以後に開始する連結事業年度」を「同日以後に開始する連結事業年度」に、「施行日前」を「同日前」に改め、同条を附則第五十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置)

第五十二条 旧租税特別措置法第四十二条の三の二第一項の表の第一欄に掲げる法人又は同条第二項に規定する協同組合等の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各事業年度」とあるのは、「終了する各事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含む。）」とする。

附則第五十四条を附則第五十三条とし、附則第五十五条を附則第五十四条とする。

附則第五十六条中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の表第十二項の項及び第十三項の項中「附則第五十六条」を「附則第五十五条」に改め、同条を附則第五十五条とする。

附則第五十七条第一項の表第二項の項中「附則第五十六条」を「附則第五十五条」に改め、同条を附則第五十六条とする。

附則第五十八条を附則第五十七条とする。

附則第五十九条中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条を附則第五十八条とする。

附則第六十条を附則第五十九条とし、附則第六十一条から第六十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第六十四条第一項中「附則第五十六条の規定の」を「附則第五十五条の規定の」に改め、同項の表第一項の項中「附則第五十六条」を「附則第五十五条」に改め、同条を附則第六十三条とする。

附則第六十五条第一項中「が施行日以後」を「が平成二十四年四月一日以後」に、「施行日前」を「同日前」に、「施行日」を「同日」に、「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条を附則第六十四条とする。

附則第六十六条第一項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同項の表第十一項の項中「附則第六十六条第一項」を「附則第六十五条第一項」に改め、同条第二項中「が施行日」を「が平成二十四年四

月一日」に、「（施行日）を「（同年四月一日）に改め、同条第五項中「、施行日」を「、平成二十四年四月一日」に、「（施行日）を「（同年四月一日）に改め、同条第十項、第十四項及び第十八項中「経過期間（施行日）を「経過期間（平成二十四年四月一日）に、「開始の日（施行日）を「開始の日（同年四月一日）に改め、同条を附則第六十五条とする。

附則第六十七条中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条を附則第六十六条とする。

附則第六十八条第一項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「附則第四十一条第一項」を「附則第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附則第六十七条とする。

附則第六十九条第一項中「第十二項」を「第十一項」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第十六項」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改め、同項

を同条第三項とし、同条第五項中「第六十六条の四第十八項」を「第六十六条の四第十七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十項」に、「同条第十八項各号」を「同条第十七項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に、「第六十六条の四第二十三項」を「第六十六条の四第二十二項」に、「第九項及び第十一項」を「及び第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条を附則第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置)

第六十九条 旧租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一欄に掲げる連結親法人又は同条第二項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各連結事業年度」とあるのは、「終了する各連結事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含む。）」とする。

附則第七十二条中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の表第四項の項中「附則第五十六条」を「附則第五十五条」に改める。

附則第七十五条中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第八十一条第一項中「が施行日以後」を「が平成二十四年四月一日以後」に、「施行日前」を「同日前」に、「施行日」を「同日」に、「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第八十二条第一項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同項の表第三項の項及び第十項の項中「附則第六十六条第一項」を「附則第六十五条第一項」に改め、同条第二項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に、「(施行日」を「(同年四月一日」に改め、同条第三項中「附則第六十六条第四項」を「附則第六十五条第四項」に改め、同条第六項中「附則第六十六条第二項」を「附則第六十五条第二項」に改め、同条第七項中「附則第六十六条第八項」を「附則第六十五条第八項」に、「経過期間(施行日」を「経過期間(平成二十四年四月一日」に、「開始の日(施行日」を「開始の日(同年四月一日」に改め、同条第八項中「附則第六十六条第二項」を「附則第六十五条第二項」に改め、同条第十項中「附則第六十六

六条第十一項」を「附則第六十五条第十一項」に、「経過期間（施行日）」を「経過期間（平成二十四年四月一日）」に、「開始の日（施行日）」を「開始の日（同年四月一日）」に改め、同条第十一項中「附則第六十六条第二項」を「附則第六十五条第二項」に改め、同条第十三項中「附則第六十六条第十五項」を「附則第六十五条第十五項」に、「経過期間（施行日）」を「経過期間（平成二十四年四月一日）」に、「開始の日（施行日）」を「開始の日（同年四月一日）」に改める。

附則第八十三条第一項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「附則第四十一条第一項」を「附則第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十日」に改める。

附則第八十四条第一項中「第十二項」を「第十一項」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第六十八条の八十八第十八項」を「第六十八条の八十八第十七項」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六十八条の八十八第十九項」を「第六十八条の八十八第十八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十一項」に、「同条第十九項各号」を「同条第十八項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に、「第六十八条の八十八第二十四項」を「第六十八条の八十八第二十三項」に、「第九項及び第十一項」を「及び第九項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第八十五条第一項中「平成二十三年一月一日」を「平成二十四年一月一日」に改め、同条第二項を削る。

附則第八十六条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改める。

附則第八十七条第一項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年九月三十日まで」に改め、同条第三項中「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平

成二十五年十月一日から平成二十七年九月三十日まで」に改め、同条第四項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第五項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十五年十月一日」に改め、同条第六項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十七年十月一日」に改め、同条第七項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第八項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十五年十月一日」に改め、同条第九項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。

附則第八十八条第一項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

附則第八十九条第一項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

附則第九十条及び第九十一条を削る。

附則第九十二条中「第九十条の四第二項若しくは第四項、一及び「、第九十条の四の三第二項、第九十条

の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項」を削り、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条を附則第九十条とする。

附則第九十三条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条を附則第九十一条とする。

附則第九十四条第一項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第三項を削り、同条を附則第九十二条とする。

附則第九十五条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条を附則第九十三条とする。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第三号及び第四号、第五条第三項並びに第七条第六項の改正規定を削る。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条の改正規

定を次のように改める。

第十五条第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第四項及び第十七条の改正規定を削る。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条の改正規定を次のように改める。

第二十三条第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第五項及び第二十五条の改正規定、同法第三十四条の改正規定、同法第三十六条第一項の改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第四十二条第一項及び第四项、第四十三条並びに第四十五条第三項並びに附則第二条及び第三条第二項の改正規定並びに同法附則第九条の改正規定を削り、附則第九十六条を附則第九十四条とする。

附則第九十七条のうち国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第

二条の改正規定中「〔附則第百八条〕」を「〔附則第百四条〕」に、「附則第一百八条の二」を「附則第一百四条の二」に改め、附則第九十七条を附則第九十五条とする。

附則第九十八条中現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第十七条第三項の改正規定を削る。

附則第九十八条中現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第四十九条第四項の改正規定を次のように改める。

附則第四十九条第四項中「平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで」を「平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「第十九項」を「第二十一項」に改める。

附則第九十八条中現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第八十条第三項の改正規定を削り、附則第九十八条を附則第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(預金保険法の一部改正)

第九十七条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第三項を削る。

附則第九十九条から第一百一条までを削り、附則第一百二条を附則第九十八条とし、附則第一百三条から第一百五条までを四条ずつ繰り上げ、附則第一百六条を附則第一百二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百三条 関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち関税法第一百五条第一項第六号の改正規定中「及び次条」を削る。

第三条中関税法第一百五条の二を第一百五条の三とし、第一百五条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第一百五条の二を第一百五条の三とし、第一百五条の次に次の二条を加える。

(輸入者に対する調査の事前通知等)

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九(第三項を除く。)から第七十四条の十一(第四項及び第五項を除く。)まで(納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続)の規定は、税關長が、税關職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査

又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条の九第一項	税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）	税関長
納税義務者に対し （以下同条）	国税庁等又は税関 （以下第七十四条の十一）	税関 （以下第七十四条の十一）
輸入者に対し		

				調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行ものに限る。以下同条までにおいて同じ。）
第七十四条の十	第七十四条の九第二項		第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）	関税法第一百五条第一項第六号（税納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）
税務署長等	税務署長等	輸入者	輸入者	関職員の権限

					同条第三項第一号に掲げる納税義務者	
第七十四条の十一第一項	国税庁等若しくは税関	國税に	税務署長等	國稅	國稅に	輸入者
更正決定等（第三十六条第一項） 納税の告知）に規定する納税の告 知（同項第二号に係るものに限る 。）を含む。以下この条において 同じ。）	更正、決定又は賦課決定（以下二 の条において「更正決定等」とい う。）	關稅	稅關長	關稅	關稅に	
納税義務者（第七十四条の九第三 項第一号（納税義務者に対する調 査）を除く。）						

第七十四条の十一第六項			第七十四条の十一第三項	第七十四条の十一第二項		同じ。）	査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において
徴収による所得税の納付	期限後申告書の提出若しくは源泉	納税義務者	期限後申告	納税義務者	輸入者	輸入者	関税
る期限後特例申告書の提出	関税法第七条の四第二項に規定す	輸入者	これらの申告に係る申告書	特例申告）の規定による期限後特	関税法第七条の四第一項（期限後	輸入者	関税

第七十四条の二から第七十四条の

関税法第百五条第一項第六号（税

六まで（当該職員の質問検査権）

関職員の権限）

附則第一条第三号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条第四号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号」に改める。

附則第二条第三項中「及び第五項において「輸入者等」を「において「輸入者等」に改め、同条第五項中「輸入者等」を「輸入者」に改める。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の三の四の改正規定を削る。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の四の改正規定の次に次のように加える。

第九十条の五第一項中「第二七一〇・一九号の一の」の下に「若しくは第二七一〇・一〇号の一の四」を加える。

附則第七条を削り、附則第八条を附則第一百四条とし、附則第九条を附則第一百五条とし、附則に次の

一条を加える。

(納税環境の整備に向けた検討)

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。